



は せ がわ ゆき こ  
長谷川 幸子



にほんきょうさんとうつしぎだん  
日本共産党津市議団

### 「ゆがめられた市政」を問う

**問** 元相生町自治会長による補助金詐欺事件で、新聞報道によると、8月18日津地裁の判決の中で「行政側の対応・関わりが犯行を容易にした面が否定できない」と津市の責任が追及された。刑事裁判の中で市の姿勢が問題視されたのは異例のことだと思われるが、この判決をどう受け止めるか。また、市職員の姿勢を問う声が大きくなっているが、処分はどう進めるのか。

### 津市職員に適切でない行為があった

**答** 津市自治会問題に係る一連の過程の中で、津市の職員に問題となる行為あるいは行き過ぎた行為があったことについて、裁判所において分析や認定が行われたものと受け止めており、津市としても適切ではなかったと判断している。

職員がさまざまな局面において取った行動は、外から見れば市役所としての関与の仕方であることから、その点については申し訳なく思っており、今後、関係した職員の処分については、10月中を目途に決定したいと考えている。

### ●その他の質疑・質問●

- 「ゆがめられた市政」を問う
  - 再発防止の一環で内部統制室を発足。その後、業務状況は
  - 職員の処分は厳正に対処することのだが、「職員処分審査委員会」の現状と今後の計画は
  - 補助金返還請求の解決と新しい仕組みづくりを迅速に行うとして「津市自治会問題対策推進会議」が発足したが、進行状況を明らかにすべき など



▲津市政の刷新目指し、今がんばりどき



くら た かん じ  
倉田 寛次



しみん  
市民クラブ

### ごみ収集運搬委託料の車両費過払分の返還を

**問** 家庭ごみの収集運搬業務委託料に係る車両費の積算において、令和3年度から、従来の算定方法を見直しているが、当該委託料は市民の皆さまの大切な税から支払っているのであるから、これまで多く支払ってきた分については返還を求めるときであり、仮に返還を求めないとしても、今後、支払う委託料から差し引くべきと考えるがどうか。

### 返還は求めないし、遡及する考えもない

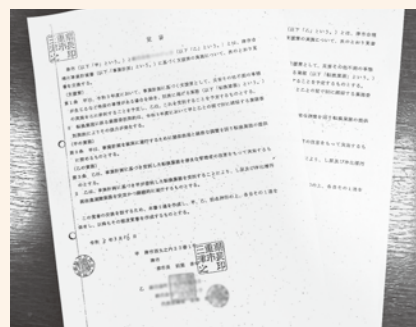
**答** 家庭ごみ収集運搬業務委託料に係る車両費の積算については、従来、税の減価償却資産の耐用年数（4年）を根拠に算定していたが、令和3年度からは、公共工事等の設計において採用されている機械損料の考え方にに基づき、9.5年使用すると想定した算定方法を採用している。

業務のボリュームに基づく積算方法は、さまざまである中で、従来の算定方法も違法ではないとの考えから、返還は求めない。

また、平成18年の市町村合併時には調整できなかった積算方法について、令和3年度に、ようやく一定の基準化を行い、整理をしたものであり、今後の積算において遡及する考えもない。

### ●その他の質疑・質問●

- 覚書について
  - 決裁権者は
  - 調達契約課の関わり方は
- 議会倫理規程を制定すべき



▲契約締結前の覚書についても適切な事務執行を